

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

鹿沼市農業委員会会長 宛

譲渡人 氏名

譲受人 氏名

下記により転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名、住所及び職業	当事者の別	氏名	住所			職業			
	譲渡人								
	譲受人								
2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	土地所有者	耕作者		
			登記簿	現況		氏名	氏名		
						住所	住所		
	計	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)			
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間	その他			
4 転用計画	転用の目的	開発許可を要しない転用行為にあっては、都市計画法第29条の該当号							
	転用の時期	工事着工時期	年	月	日	工事完了時期	年	月	日
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要									

- 記載注意
- (1) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
 - (2) 申請者が法人である場合には「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務内容を、それぞれ記載してください。
 - (3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水等について具体的に記載してください。

- 添付書類
- (1) 土地の位置を示す地図(縮尺1/50,000から1/10,000程度)
 - (2) 土地の全部事項証明書(届出者が登記名義人と異なる場合は、全部事項証明書のほか届出者がその届出に係る農地の真正な権利者であることを証する書面)
 - (3) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面(農事調停により成立した場合はその調停書写し)
 - (4) 届出に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、その土地改良区にその農地につき法第5条第1項第6号の届出をする旨の通知をしたことを証する書面(土地改良区の受理通知書又は土地改良区に対する当該通知に係る配達証明書及び内容証明の謄本)
 - (5) 届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につき許可を受けたことを証する書面

農委第 2- 号

上記の届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

鹿沼市農業委員会会長



農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿沼市農業委員会会長 宛

譲渡人 氏名 鹿沼 市子

譲受人 氏名 鹿沼 市郎

下記により転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

Table with 5 main sections: 1. Party information (鹿沼市子, 鹿沼市郎), 2. Land details (鹿沼市 緑町2丁目, 300m²), 3. Rights (所有権, 売買による移転), 4. Transfer plan (一般住宅, 1号), 5. Summary (東...道路, 西...宅地, etc.)

- 記載注意 (1) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。 (2) 申請者が法人である場合には「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務内容を、それぞれ記載してください。 (3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水等について具体的に記載してください。

- 添付書類 (1) 土地の位置を示す地図(縮尺1/50,000から1/10,000程度) (2) 土地の全部事項証明書(届出者が登記名義人と異なる場合は、全部事項証明書のほか届出者がその届出に係る農地の真正な権利者であることを証する書面) (3) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面(農事調停により成立した場合はその調停書写し) (4) 届出に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、その土地改良区にその農地につき法第5条第1項第6号の届出をする旨の通知をしたことを証する書面(土地改良区の受理通知書又は土地改良区に対する当該通知に係る配達証明書及び内容証明の謄本) (5) 届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につき許可を受けたことを証する書面

農委第 2- 号

上記の届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

鹿沼市農業委員会会長

印